

教人第1669号

教政第1108号

教安第612号

令和5年（2023年）2月1日

各県立学校長 様

教 育 長

メール等を用いた児童・生徒との連絡等における教職員の適切な対応について（通知）

このことについては、令和4年（2022年）3月30日付け教人第1987号「不祥事根絶に係る年度当初の取組みについて（通知）」で、「①児童・生徒との私的なメール等のやり取りは行わないこと」、「②業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ること（メール等とは、携帯電話やスマートフォン、メールや SNS 等）」としており、不祥事根絶宣言書への署名記入及び提出等による周知を図っているところです。また、令和5年（2023年）1月10日付け教人第1544号「教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について（通知）」で、メール等を用いた児童・生徒との連絡等における適切な対応について再度確認と周知の徹底を通知しました。

この度新たに、教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保を図る観点から、校長への申請を行ったうえで行うメール等を用いた児童・生徒との連絡等の方法について、以下のとおり定めました。

つきましては、下記の事項を徹底するよう、貴校教職員に周知するとともに、必要に応じて別紙を職員に配付するなどして、組織として適切な対応がなされるよう指導願います。

なお、児童・生徒や保護者との相談対応については、従来どおり、面談や家庭訪問による対応を原則とすることを併せて教職員に指導願います。

#### 記

- 1 児童・生徒との私的なメール等を用いたやり取りは、行わないこと。
- 2 業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ること。
  - (1) クラスへの連絡等、複数のメンバーへ日常的な連絡、もしくはメンバー内の個人との学習等についてのやり取りをする場合、学校から割り当てられた Google アカウントによる「Google Classroom」または「Chat」を活用すること。その際は校長申請や保護者承認は省略される。ただし「メンバー」の「教師」、または「トークメンバー」に複数の教職員が参加・登録されていること。
  - (2) 「直接的な連絡等」とは、「特定の児童・生徒とメール等を用いた連絡等」のことで、例えば、心理的に不安定な生徒とのカウンセリング等が一定期間必要と考えられる場合等、特殊なケースを指す。その際は、校長への申請、保護者の承認を得ること。またその手段については、学校から割り当てられた Google アカウントを用いることとし（私的なアカウントを用いてのメール等のやり取りは禁止。）、透明性を高める観点から、「Gmail」使用の場合は Bcc に、Google の「Chat」を利用する場合は、トークメンバーに副担任や学年主任を入れ、複数の教職員で確認できるようにすること。

[問い合わせ先]  
学校人事課  
担当：坂本（県立学校）  
教育政策課  
担当：葉玉  
学校安全・安心推進課  
担当：波村

《別紙》

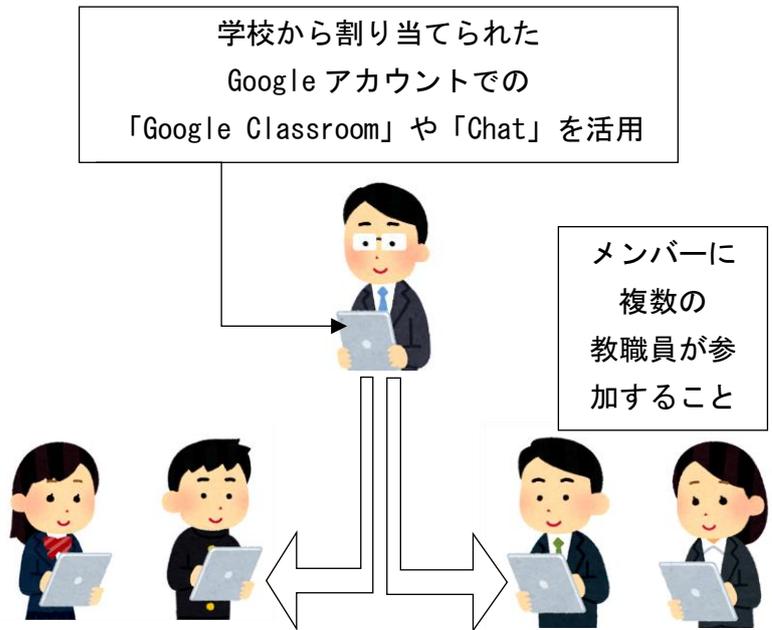
- 1 児童・生徒との私的なメール等を用いたやり取りは、行わないこと。



- 2 業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ること。

一斉連絡、もしくは学習等についてのやりとり等は校長申請や保護者承認を省略できる

- (1) クラスへの連絡等、複数のメンバーへ日常的な連絡、もしくはメンバー内の個人との学習等についてのやり取りをする場合、学校から割り当てられた Google アカウントによる「Google Classroom」または「Chat」を活用すること。その際は校長申請や保護者承認は省略される。ただし「メンバー」の「教師」、または「トークメンバー」に複数の教職員が参加・登録されていること。



- (2) 「直接的な連絡等」とは、「特定の児童・生徒とメール等を用いた連絡等」のことで、例えば、心理的に不安定な生徒とのカウンセリング等が一定期間必要と考えられる場合等、特殊なケースを指す。その際は、校長への申請、保護者の承認を得ること。またその手段については、学校から割り当てられた Google アカウントを用いることとし（私的なアカウントを用いてのメール等のやり取りは禁止。）、透明性を高める観点から、「Gmail」使用の場合は Bcc に、Google の「Chat」を利用する場合は、トークメンバーに副担任や学年主任を入れ、複数の教職員で確認できるようにすること。

